

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 附 帯 税

適正な申告・納付がされない場合、つぎの附帯税（ペナルティ）が課されます。

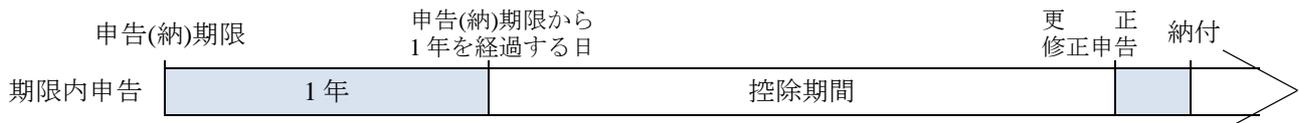
種 類	課 税 要 件	税 額
① 過少申告加算税 過少申告加算金	申告税額が過少の場合	増差税額×10%+(増差税額-50万円又は申告税額の多い方)×5%
② 無申告加算税 不申告加算金	期限内に申告書を提出しない場合	納付すべき税額×15% 〔納付すべき税額が50万円超の場合、超える税額に5%加算〕
③ 不納付加算税	源泉徴収税額を納付しない場合	納付すべき税額×10%
④ 重 加 算 税 重 加 算 金	①が課される場合で ②が課される場合で ③が課される場合で 隠ぺい又は仮装(帳簿書類の 隠匿・虚偽記載・架空計上等)がある場合	①→35% ②→40% ③→35%(③について重加算金は課されません)
⑤ 延 滞 税 延 滞 金	納期限までに納付(完納)しない場合	未納税額×14.6%×日数/365日 〔納期限から2ヵ月(地方税は1ヵ月)を経過する日までは4.5%〕
⑥ 利 子 税	申告期限が延長された場合で、 納期限までに納付しない場合	延長期間中の未納税額×4.5%(贈与・相続税除く)×日数/365日 〔地方税も同様に利子税に相当する延滞金が課されます〕

※ 平成21年中(暦年)に納付の場合(4%+0.5%(前年11月30日時点の基準割引率))

1. 税務調査を受ける前に自ら誤りに気づき、自主的に申告等をした場合、①は課されず、②③は5%に軽減されます。
2. ④が課される場合①～③は併課されません。また、⑥の計算期間中⑤は課されません。
3. ①②④の加算金(地方税)は法人事業税に課され、法人住民税には課されません。

< 延滞税・延滞金の計算期間 >

申告(納)期限から1年以上経過して修正申告又は更正があった場合には、申告(納)期限から1年を経過する日の翌日から修正申告又は更正の日までの期間は、延滞税・延滞金の計算期間から控除されます(納税者の負担が大きく、税務調査の時期により不公平が生ずるため)。ただし「偽りその他不正の行為」に該当する場合、全期間に延滞税・延滞金が課されます。



お見逃しなく!

1. 申告書を提出するのを失念した場合でも、申告期限から2週間以内に提出し、納期限までに納付している等の場合、無申告加算税・不申告加算金は課されません。
2. 源泉徴収税額の納付を失念した場合でも、前1年以内に同様の納付遅延がなく、納期限から1ヵ月以内に支払った等の場合、不納付加算税は課されません。